

九州ルーテル学院大学情報ネットワーク倫理規程

(目的)

第1条 九州ルーテル学院大学(以下「本学」という。)は、情報ネットワーク倫理規程(以下「倫理規程」という。)を定めて、学校としての責務を全うするため、学生及び教職員等九州ルーテル学院大学情報ネットワーク(以下「本学ネットワーク」という。)利用者の社会的倫理観形成に参与し、個人情報の秘匿並びにネットワーク犯罪および人権侵害の防止に努める。

(禁止する行為)

第2条 本学情報ネットワーク利用規程(以下「利用規程」という。)第5条第6号に関して次の各号の行為を禁止する。

- (1) 本学教職員及び学生が作成したソフトウェアの学内外への無断公表
- (2) 本学教職員及び学生に関する個人情報の学内外への無断公表
- (3) 本学教職員及び学生に関する個人情報が学内外へ漏洩する恐れのある行為
- (4) 他人に対する誹謗・中傷等名誉を毀損する恐れのある行為
- (5) 学内外の者に対する商取引等に関する行為
- (6) インターネット上の各種サーバ等への不正アクセス
- (7) 他人になりすます行為
- (8) セクシャル・ハラスメントのおそれのある行為
- (9) その他社会通念上倫理的に問題のある行為

(問題の処理)

第3条 前条及び利用規程第5条に定める禁止事項に該当する事案が発生した場合、IR・情報委員会委員長(以下「委員長」という。)は学外委託管理者(以下「管理者」という。)等と共同で、問題事案の調査を行うことができる。この調査は以下の手順で行う。

- (1) 委員長はIR・情報委員会(以下「委員会」という。)に対して問題事案を報告する。
- (2) 委員会が必要と認めた場合には委員長、管理者、委員会代表による調査チームをつくる。
- (3) 調査チーム全員立ち合いの下、問題当事者の本学ネットワーク使用履歴を調査する。ここでいう使用履歴とは、アクセスに用いられたID・パスワード・IPアドレス、e-mailの受信・送信履歴およびその内容、wwwサイトへのアクセス履歴(各サーバIPアドレスを含む)等を含む。
- (4) 委員長は調査結果を委員会に報告する。
- (5) 委員会は調査結果を検討し、処分相当と判断した場合には当事者の利用資格を停止し、学長に対して処分の検討を申し出る。

(処分)

第4条 問題事案を起こした利用者に対する処分は、九州ルーテル学院大学学生懲戒規程又は学校法人九州ルーテル学院就業規則に定めるところによる。

(警察当局への協力)

第5条 問題事案が刑事事件へ発展し、警察当局から協力の依頼があった場合には、委員長は学長の承認の下、第3条の調査結果を当局へ提出することができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成14年5月16日より施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。